

社会福祉法人大樹会 評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大樹会（以下「法人」という。）の評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員会委員（以下「評議員等」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。

(2)役員とは、定款第15条に定める役員をいう。

(3)評議員選任・解任委員会委員とは、定款第6条で定める評議員選任・解任委員会委員をいう。

(報酬)

第3条 評議員等が、評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会（以下「会議」という。）に出席したときは、日額10,000円の報酬を支給する。

2 1日に複数の会議に出席した場合については、前項の規定にかかわらず、重複して支給はしない。

3 法人の常勤職員であって役員又は評議員選任・解任委員会委員になっている者については、会議に出席した場合にあっても、第1項の規定にかかわらず、これを支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、会議に出席したときは、会議開催場所までの交通費として、次のとおり定額で費用弁償として旅費を支給する。

(1)評議員等の居住地と同一の市町村内であるとき 500円

(2)評議員等の居住地と別の市町村であるとき 1,000円

2 法人の常勤職員であって評議員等になっている者については、会議に出席した場合にあっても、前項の規定にかかわらず、これを支給しない。

(支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって支給することを原則とする。ただし、本人の希望により指定する口座に、期日を定めて支払うことができる。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。
(役員等費用弁償規程の廃止)
- 2 役員等費用弁償規程（平成6年12月6日社会福祉法人大樹会規程）は、廃止する。